
平成24年大和町議会予算特別委員会会議録（第4号）

平成24年3月9日（金曜日）

応招委員（17名）

委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
副委員長	平渡高志君	委員	鶉橋浩之君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	堀籠英雄君	委員	中山和広君
委員	高平聡雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	堀籠日出子君	委員	大崎勝治君
委員	馬場久雄君		

出席委員（17名）

委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
副委員長	平渡高志君	委員	鶉橋浩之君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	堀籠英雄君	委員	中山和広君
委員	高平聡雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	堀籠日出子君	委員	大崎勝治君
委員	馬場久雄君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務課 まちづく り長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総務課 まちづく り官 対 策	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産業振興課 業 誘 致 企 業 策 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

代表質疑

- ・ 総務常任委員会 伊藤勝委員
- ・ 社会文教常任委員会 堀籠日出子委員
- ・ 産業建設常任委員会 浅野正之委員

午後 1 時 2 9 分 開 会

委 員 長 （秋山富雄君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより代表質疑を行います。

代表質疑は総務常任委員会、社会文教常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

初めに、総務常任委員会代表、3 番伊藤 勝委員。

3 番 （伊藤 勝君）

皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、総務常任委員会の代表質疑を行います。総務常任委員会の代表質疑については3件であります。

初めに、職員研修について伺います。

職員研修の目的は六つほど考えられますが、まず第一は公務員としての素養向上。これは人権感覚を磨くとともに、町民から信頼される公務員であるために倫理観をはぐくむ研修、また、町民満足度を高めるために対応マナーの向上を目指した研修。

二つ目には、政策形成能力向上。これは地方分権時代に必要な創造的な政策形成能力を高める研修。

三つ目は、実務能力の向上。IT時代において迅速正確に仕事ができるように情報処理能力を高めるために、基本的な知識技能を習得するとともに、複雑多様化する行政ニーズに対応できる専門的能力を高める研修。

四つ目には、意欲、やる気の向上。これは仕事に意欲を持って取り組めるように職員の心に働きかける研修。

五つ目には、組織管理能力の向上。これは組織の活性化のためにリーダーシップ能力の向上、いわゆる管理職としての能力を身につける研修。

六つめには、国際感覚の向上。これは行政の国際化に向け、国際的な視野の国際感覚を高める研修であります。

本町においてもこれらの職員研修の目的を達成するため、職場内研修、職場外研修を実施しているところでありますが、本町においては今後4年で43名の職員が定年退職を迎えることとなりますので、特に組織管理能力向上を図るための人材育成が急務と考えられますが、町長の所見をお伺いいたします。

委員長（秋山富雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまの伊藤委員のご質問でございますが、職員の研修についてでございます。

さきの一般質問でも57歳から60歳までの年齢の高い世代の職員43名が大量退職時代を迎えると回答いたしましたところでございます。大和町の職員構成につきましては逆ピラミッド型になっておりまして、これは大和町がまちづくりの基盤整備を行う必要があった時代に多くの職員を採用した結果でございます。この大きな団塊の世代の職員があと数年で退職をし、特に現在の管理職20名は平成27年度にすべてが退職期を迎えることになり、大和町の中核を担う職員の育成が急務であると考えております。

本町の人材育成は大和町人材育成基本計画に基づきまして、求める職員像を明らかにして研修目標を設定してきております。また、年度ごとに職員研修実施計画を策定をしまして、そのそれぞれの研修を行っている状況にあります。そのためにも職員の意識改革、資質の向上、信頼関係の構築を基本としながら、長期的展望に立った行政運営や人事管理、人材育成能力が身についた職員を育成する必要があるとございます。

また、職員の階層に応じた研修が必要と考えておきまして、管理職につきましては管理能力の向上、政策決定能力の養成、中堅職は政策立案や次世代を担う管理職としての心構え、一般職にあつては独自の提案による調査研究や職場外の長期研修、初級職は大和町職員としての心構え、職務遂行能力の養成、専門職にあつてはそれぞれの職種に合った専門性の研修を行うなど、職の階級に応じた研修を実施してまいります。

また、即戦力の養成が必要であることから、個別にテーマを与えまして、それぞれの職務に直ちに反映できる研修の実施に取り組んでまいりたいとも考えております。

大和町の行政運営を支える職員の育成、このことがまちづくりの根幹と考えておるところでございまして、平成24年度重点事項として取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

委員長（秋山富雄君）

3番伊藤 勝委員。

3番（伊藤 勝君）

今お答えいただきましたけれども、平成24年度の重点事項ということでお話がありました。ぜひ人材育成のために、今歴史的にも人材を育てるといことは本当に大切なことだと思ふんで、ぜひ取り組んでいただければと思います。

次に、町民バスの更新と路線の検討について伺います。

現在の町民バスは全部で4台あり、そのうち1台は予備に確保しているところではありますが、4台のうち一番新しいのが平成11年に購入したことですから、すべて12年以上も経過し、大部分が老朽化が進んでいる状況にあります。近年の市町村のバスをみてもこれほど経年劣化したバスは走っていないのではないかと思います。やはり宮城の中核都市を目指す本町でありますから、町民のだれもが乗りたくなるようなバスを更新検討すべき時期に来ていると思います。

また、路線についても通勤・通学等にも利用されるような路線の拡大などを検討することにより、来年度から供用開始される交通ターミナルが有

効に活用されることが考えられますが、町長の所見をお伺いいたします。

委員長（秋山富雄君）

お願いがございます。引き続きまとめて一括して質疑をお願いいたします。

3 番（伊藤 勝君）

次に、3件目ではありますが、財産管理台帳の整備についてお伺いします。公共施設の管理については、普通財産は財政課の管理、行政財産はそれぞれの関係課で管理し、それぞれの課で財産管理台帳を管理しているところがございますが、また、現在の管理台帳には修繕経歴が記載されていないところから、施設修繕にどのくらいかかっているかわからない状況にあります。

公共施設の管理については、いつでも全体を掌握できるように整備しておくことが必要と思います。そして、管理台帳には修繕費用も記載することにより、それぞれの公共施設の良好な管理が図られ、効果的な修繕計画に結びつくと考えられると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

委員長（秋山富雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、町民バスの更新と路線の検討についてのご質問でございます。

町民バスにつきましては、地域住民皆様の足といたしまして病院、通学等に伴います交通弱者対策として運行いたしております。町民バスは現在町が4台保有してございまして、バスの車の車検登録年次につきましては、平成8年が1台、10年登録が2台、委員のご指摘あったとおり11年登録が1台と、10年以上を過ぎているところでございます。

次に、町民バスの運行利用といたしましては、町内9路線、月曜から土曜までの週6日間、宮床難波線、鶴巣線、1、2、3の5路線、あと週3回3日間は吉田線、落合線、1、2の4路線で行ってきてございまして、年

間の利用者数につきましては昨年度、平成22年度でございますが、1万9,284名でございます、1日の平均利用者数は60人程度となっております。平成23年度、まだ年度末ではございませんが、大体途中経過ですと去年並みのバス利用となっているところでございます。

平成21年度から現行の路線によりますバス運行をしておりますが、今度平成25年度、今委員もお話してございましたけれども、交通ターミナルの供用開始がございます。その運行開始に向けまして運行経路及びバス停停留所、さらには新たにデマンドバス方式等、バスの運行のやり方等につきましても、そのバスの形態にかかわりますことにつきまして平成24年度でいろいろ協議検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、（仮称）交通ターミナルでございますけれども、この供用になるところでございますので、庁内でのいろいろ研究はもちろんでございますけれども、地域住民の町民バス利用へのご要望、ご意見、そういったものも聞きながら、この地域の公共交通バスの運行事業について考えてまいりたいと、このように考えております。

次に、管理台帳の整備でございますが、地方公共団体の財産につきましては、直接公共用及び公用に供する行政財産とそれ以外のすべての財産であります普通財産に区分いたしまして、地方自治法の定めによりまして管理を行っているところでございます。

この台帳につきましては法律の定めに基づいて作成しているもの、道路台帳とかそういったもの、また、県のヒアリングによりまして研修を受けまして作成されるもの、学校の施設等がございますが、そういったものがございます。こうしたもののすべてにつきまして同じものを担当課と普通財産管理を行っている財政課で複数管理するということにつきましては、個々の施設の日常管理におきましては不要であるというふうに考えておりますけれども、委員ご指摘のとおり全体を把握できるものの必要性につきましては中期財政計画を策定するための修繕費用の見込み額の算定や事業計画を策定するため、そういったものには役立つものと考えるところでございます。

今後、現在取り組んでおります新地方公会計制度で把握いたしました財

産台帳等を一つといたしまして、今財務システム等をやっておりますけれども、そういったものの活用方法とか、そういったものを研究してまいりたいと、このように考えております。以上です。

委員長（秋山富雄君）

3番伊藤 勝委員。

3 番（伊藤 勝君）

町民バスについては交通ターミナルが間もなくできるということで、町民のニーズも大分変わってきてまして、学校、また、今までは病院に来るためとかという高齢者対策の一つもなっていたと思いますけれども、今は学校、大学とか、いろいろなあらゆる面で大和町内全域こう企業誘致も進んで、いろいろな新しい人たちも入ってきてまして、大分人の流れも変わってきているんじゃないかなと思うんで、その辺しっかり取り組んでいただいてもらえばと思います。

いろいろ今後町長に検討していただき、前向きに努力されることを切望し、私の代表質疑を終わります。ありがとうございました。

委員長（秋山富雄君）

これで総務常任委員会代表伊藤 勝委員の代表質疑を終わります。

社会文教常任委員会代表、8番堀籠日出子委員。

8 番（堀籠日出子君）

それでは、社会文教常任委員会を代表いたしまして、2件の質問を行います。

1件目は宮床中学校屋内運動場の建設について質問を行います。

宮床中学校の屋内運動場は、現在の体育館の老朽化と生徒数の増加に伴い、全体集会等では狭くなるための改装を図るものとして建設されるものであります。しかし、建設予定地については地域の方への説明がなく進められているとの不満の声が出ております。町では地域の方々にどのような対応をしてこられたのかお尋ねいたします。

また、体育館を計画予定地に建設した場合、駐車場もなくなり、校庭も狭くなると思われます。生徒たちからも野球など部活をするには狭くなるのではないかという心配の声もあります。予定地に建設を進めるのであれば校庭の拡張などについてはお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

2件目は、宮床歌の小径遊歩道の修繕工事について質問いたします。

現在の遊歩道は、事業費2,650万円で平成12年に完成したものであります。設置から十二、三年が経過しており、改修が必要となり、3月6日、予算特別委員会で現地調査をしてきたところではありますが、遊歩道は湿地の上を通っており危険な状態で、改修しなければならない状況にありました。

しかし、同じルートと同じ材料で修繕するとあれば、また10年足らずのうちに改修しなければならないことが予想されます。今は用途に合ったさまざまな材料がありますので、湿気に強い素材、樹木を使っての修繕はできないのでしょうか。もしそれができないとすれば、池の中を通らないルートの変更は考えられるものなのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

委員長（秋山富雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

堀籠委員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、宮床中学校の体育館の件でございますが、地域への説明が不足だったのではないかというご指摘、このことにつきましては前にも担当課の方でもいろいろ特別委員会でもお話ししていると思っておりますけれども、PTAの方々とか学校関係者の方々と打ち合わせをして、そして、そういったご意見をちょうだいをしながらやってきた経緯がございました。

確かに地区全体という形ではやっていなかったということで、そのことについて不足であったということであればそういうことになろうかと思っておりますが、学校の一施設といいますか、学校全体の新しい中学校とかというものではないという判断もありまして、中学校の関係者にご説明をした経

緯がございます。

今後、そういったことについて、今後のあり方はどうあったらいいか考えていかなければいけないところもあるのかというふうに考えておりますが、進め方としてはそういう形で進めてきたところでございます。

それから、この体育館につきましては、かねてからPTA等からのご要望がありまして、町としましても重要課題としてとらえて検討を重ねてきたところでございました。このほど国からの補助金等の財源の確保ができましたことから、新年度において着工して年度内完成を目指す計画としたところでございます。

今回の建設予定地につきましては、皆様方この前現地視察でごらんいただいたというふうに思っておりますが、校庭の一角でございまして、現在はPTAの総会等、大勢の保護者が集まるときの駐車場として利用していた場所でございます。また、現在の校舎からすぐ隣ということで、生徒の授業への移動等につきましても便利であるとの理由から選択したものでございまして、場所としては現計画の場所に建設を進めていきたいと考えております。

更地であったところに建物が建設されるということでございますので、ちょっと今までないものが建ちますので圧迫感といいますか、そういったものが出てき、狭く感じることもあるかとは思いますが、現在使っている校庭としての機能の部分を狭めての建設ではないというふうに思っております。

また、駐車場でございますけれども、今度新しい体育館ができるところでございますが、その西側につきまして30台ほどの確保ができる、それから、体育館の前面の部分ですか、あの南側といいますか、そちらを予定しているところでございます。

学校の敷地を広げてというご意見もあるところでございますが、財産区の土地、東側、北側でございます。東側でございますけれども、あそこは財産区の土地がありますが、一部池が入り込んでおりましてちょっと使いづらいといいますか、そういう状況になっております。それで、あそこをもしやるとすると造成とか、そういったこと、大規模の造成が必要となりますし、多額の費用もかかってくるということでございますので、今回国

の予算等の決定からすると現時点では新しい場所というのはちょっと難しいと考えております。

また、北側でございますが、北側につきましてもあそこはずっと下つてのりになっているところでございます。それで、工法的なもので少し広げることができるのかどうか今ちょっと研究をしているところでございますが、できるかできないかまだはっきりしていないところでございますが、そういったご要望もあることでございますので、その可能かどうかという部分から今いろいろ調査研究しているところでございます。

それから、歌の小径でございますけれども、この宮床歌の小径の歩道修繕につきましては湿地の上に橋、木橋でございますが、かかっておりまして、その上から本来水生植物や湿地植物を見ながら歌を詠むことができる景観づくりということで作られております。

しかしながら、お話しのとおり平成11年の完成でございますので、もう12年余りがたって、一部橋の部分で修繕が必要な状況となっております。現地の状況から湿気に強い擬木等を使った修繕ということでございますが、擬木等の工法の場合、重量の問題とか、そういったことがありますし、全体を交換するというのであればそれも一つなのかもしれませんが、今回再利用ができる部分については再利用しながらという考え方で進めておりましたので、その部分につきましては全部がかえなければならないということになってくると新たな予算というか、そういった考え方もしなければいけないというふうに思っております。あと、当然ですが撤去したときに撤去した部分の処理といいますか、そういったことも出てくるところでございます。

そういった状況でございますので、現地の景観を損なわないように配慮しながら、利用できる部分は活用して最小限の工事の中で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、ご質問にありました迂回路ということでございますけれども、あそこにつきまして橋がすべてではなく池の周りを通るという方法も私もあるというふうには考えておりますけれども、そういったことも視野に入れて進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

8番（堀籠日出子君）

それでは、屋内運動場の方について再質問させていただきます。

この屋内運動場につきましては大体10年前からPTAの方からの要望があったと聞いております。10年前のPTAの役員さんと、また今の役員さんとはもう大分年数もたっているわけなんですけれども、やはりそういう何年か前からそういう要望が出ていたんでしたら、何でその時点から地域の人たちにもこういう要望が出ていて体育館をつくるにはどの場所がいいんでしょうかねという、そういうお話が何で相談ができなかったのかなと思うんです。

それで、この屋内運動場の設計書の経過の中に関係機関との協議ということで協議はされているんですけれども、参集者がPTA役員が5名、学校2名、教育委員会3名、そして、あとまた12月にも協議はされている、説明会があるんですけれども、そのときもPTAの役員7名、学校3名、教育委員会3名ということで、全然学校と教育委員会だけの中の説明会で、この中に地域の人が一人も入っていないというか、PTAの方々は地域の人たちなんですけれども、ですから、結構今の校舎の周辺だと財産区有地が大分あるわけですから、だから、どこにこの体育館を建てれば校庭も狭くなるとか駐車場もなくなるとか、そういう心配をしないで、どういう場所に建てたらいいのかというのは事前にもう早く相談されていれば、その中で何年か経過しながら建設予定地というものが自然と決まってくると思うんです。

だから、何で地域の人たちに相談しなかったのかなと思っているんですけれども、その点についてもう一度伺います。

それから、歌の小径の遊歩道なんですけれども、これ全体じゃなくて部分的に壊れたところを修繕することなんですけれども、それで、まず今まで使ったものをまた再利用するとなるともっともっと早く今度修繕が、今使っているものをまた使うわけですから、今までだったら10年ぐら

いたっていたんでしょうけれども、それが今壊れた部分だけ取りかえて、また修繕して、そうしたら今までのものももっともっと早く壊れてきて、毎年毎年修繕するというような形になると思うんですけれども、その辺どうなんでしょう。

委員長（秋山富雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

体育館でございますけれども、10年前からの要望といたしますか、ご承知のとおり宮床中学校は増築をしました。あのときに人口、生徒さんもふえてきているという状況の中でやったところでございます。宮床地区、ほかにもいろいろあったところでございまして、集中的にできなかったところがあったということが一つあると思っております。

それから、体育館につきましては体育館がもともとありまして、それから防衛の補助で武道館といたしますか、もう一つつくったといたしますか、二つの形になっておりまして、そういった意味で体育館の学校施設としての整備についてそういう順番で進めてきたんだったというふうに思っております。

そういった中で体育館というご要望でございましたけれども、町としましても取りかかれる状況にまだまだなかったところもございまして、その取りかかり状況になってきて予算の見通しとか、そういったものが立つ状況になってきての具体化でございましたので、その10年前からの協議はできなかったということでございます。

そういった中で、地元の方というか、そういった方々のご意見を聞けばという話でございますけれども、教育委員会といたしますか、町と言った方がいいんでしょうか、それとPTAとということ、まず当事者のご意見、または学校側のご意見ということを優先的に考えたところでございまして、地域の方々にも入っていただく、評議員とか、そういった方もおいでですので、そういった方も入る方法もあったのかなと今考えているところでございますが、今回につきましてはあくまで直接かかわりのある方という形

での対応となってしまったところでございます。

それから、橋でございますが、修理をすれば前からの部分が古くなってその部分がということ、確かにそういうことも考えられるとは思いますが。現在、あれを全部直すとすると木材で400万円ぐらいと、擬木ですと600万円ぐらいという見積もりも出ておるところでございます。

また、擬木コンクリートでございますが、これもそちらの専門の方に伺いますと経年劣化といいますか、コンクリートでも劣化するわけございまして、10年ぐらいというお話もあるところでございまして、いろいろ検討したところでございますが、きちっとしっかりしているところはしていると、こういう言い方はあれかもしれませんけれども、そういうところもありますので。

それと、あの橋につきましても非常に複雑な橋の形態になっています。あれは何なんでしょうか。まんじか何かの形なんでしょうか。それで、池全体よりも何か橋の方が大きくなってきているようなところもありますので、ですから、橋についてはシンプルなものでやって、あと周りを歩くとか、そういう方法も私もあるんだと思っています。それで、そういったことも含めて考えながら整備を、今回100万円の予算をしたところでございます。以上です。

委員長 （秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

8番 （堀籠日出子君）

学校の施設のみならず、やはり地域に説明するというの一番だと思います。本来ならばこうやって体育館が建設されるということで、本当だったらもう喜ばしいことなんですけれども、結局は説明不足からこうやっていろいろ不満の声が出ているわけでありますので、今後からは何をすることもやはり説明を十分にさせていただいて、そして、そういう施設ができたときには地域一体となって祝賀ができるような形にこれから取り組んでいただきたいと思えます。

それから、杜の小径の遊歩道なんですけれども、これはでは擬木を使っ

ても木材とそんなに劣化年数は変わらないということなんですか。そうした場合、では先ほど町長が答弁でお話しされましたけれども、池の周りを回って、そして、今ある橋、あの辺に何かミズバショウとか、そういう季節に応じて咲くような、そういうお花なんかもあることによって池のほとりを散策しながら楽しむというのは観光地としてそういう客を呼び寄せられるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう池の周りに歩道をつくるという考えは町長、お考えの中には入っていますか。

委員長（秋山富雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

池の周りを歩道化ということでございます。予定に入っているかといえはまだ具体のあれではないんですが、考え方の一つとして我々も予算の査定をするときあそこを見てやるときに、あそこの橋をそのまま直すのがよろしいのか、それともあの周りに道路があるわけですから、そういったものを歩道的に使ったらいいのかというような意見の交換はありました。

ただ、一つ、橋についてはとるということではまたあれなので、まずあそこにある部分のまだまだ使えそうな部分と処置できる部分で橋をひとつ補修しましょうということでございまして、あそこにミズバショウ、あれミズバショウあるんじゃないですか。ないんですかね。

ですから、そういったことが、そういう目的なんだと思うんです。あそこ、歌の小径ですから。ただ、そういった橋だけではなくて、そういうことも方法といいますか、小径の一つとしてアイデアとしてはあるのではないかというふうには思っております。

委員長（秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

8番（堀籠日出子君）

それでは、地域に建設されるいろいろな施設等々については、やはりこ

れからは住民の方々と十分に説明や相談をしながら進めていただければと思います。

また、歌の小径の遊歩道につきましては、やはりあの景観も大事でありますので、皆さんに親しんで散策していただけるような環境整備に取り組んでいただきたいと思います。

これで代表質疑を終わります。ありがとうございました。

委員長（秋山富雄君）

これで社会文教常任委員会代表、堀籠日出子委員の代表質疑を終わります。

産業建設常任委員会代表、10番浅野正之委員。

10番（浅野正之君）

いよいよ差し迫ってまいりました。あと数時間の議場にいられる時間、あと数時間ないでしょう。極めて郷愁感を覚え、センチメンタルな心情になってまいりました。やはり、去るのは悲しいものですね。だんだん実感が、実感というのかどうか、異常なほど心理になってまいりました。

産業建設常任委員会からは6名の委員が参加して、精選された3件について質疑を行いたいと思います。

まず最初、産業振興課から。2款1項13目諸費の19節奨励金、セツ森観光協会100万円。それからもう1件、町観光物産協会、6款1項3目の観光費、19節補助金205万円であります。この2団体に補助金を出しておりますが、補助効果をどう判断しておるのか。あるいは、二つ存在するメリットとデメリットを教えてください。

次が、都市建設課であります。これは14款1項5目土木使用料、3節の住宅使用料であります。町営住宅の使用料であります。3,591万7,000円を計上しております。現年分が3,461万8,000円、それから、滞繰分が130万円あります。この使用料を払ってもらえない、払わないといいますが、滞納額が平成22年度の決算時で26件の536万5,900円あります。その後、この滞納額から納入された方がおまして93万3,400円に減ってまいりました。平成24年の2月24日現在、先月の実債務であります。滞納

額が443万2,500円、件数にして12件であります。

では、現在の件数はといえば35件の、過年度分と現年度分含んだ滞納額が526万5,200円であります。これは一般質問でしたか、何かで手数料、いわゆる滞納額についての質疑があったと記憶しておるんですが、この公営住宅の使用料というのは滞納処分ができないという大前提があって、そのかわり強制執行ができるんだというふうな扱いであります。その辺のお考えをお伺いするものであります。

次は、上下水道課であります。これは第4次総合計画に基づく第2次実施計画の中からあります。43ページ、生活関連施設等の整備充実の項目で(1)に上下水道の整備充実とあります。その詳細項目につきましては、企業や家庭の生活用水の安定供給を図るための上水道管網の整備なんだということを掲げております。

事業名が上水道に関しては四つほどありますが、配水管の布設事業、いわゆる漏水対策から始まって今年度議会で提起された中峰2号配水池耐震化事業まで合わせて四つありますが、この全体事業費が72億9,000万円ほど、73億円ほどあるんですが、財政的な見通し、あるいは現在のような状況の中で大丈夫計画どおり進行するものなのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。以上です。

委員 長 (秋山富雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、浅野委員のご質問にお答えします。

まず初めに観光協会についてでございます。補助効果、メリット、デメリットということでございました。観光協会につきましては、宮床地区の七ツ森観光協会と吉田地区の吉田観光協会がございまして、そのほかに町全体といいますか、大和町観光物産協会があります。大和町観光物産協会とこれらについての二つ存在するメリット、デメリットということでございますけれども、その前に補助効果ですか。

それぞれこの補助効果につきましては、大和町観光物産協会につきます

ては町全体という形の観光の中で進められておりますし、吉田、七ツ森等につきましては宮床地区、吉田地区という形で、それぞれ設立の過程が違っているというふうに思っております。

七ツ森観光協会につきましては昭和46年とかなり古い歴史があるというふうに伺っておりますが、地区の七ツ森、大森山等々の観光、そういったものをPRすることによって宮床地区を多くの方に知ってもらおうという基本的な考えの中からスタートしたというふうに聞いているところでございまして、今も宮床地区独自の地域の活性化、そういったものについて観光協会として活動されているというふうに思っております。

また、大和町の観光物産協会につきましても、目的、町を知らしめるといふ部分については同じかというふうに思いますが、やり方としまして例えば物販とかフェスティバルとか、そういったものを通じて大和町の特産品等々、そういったものを多くの方々に知っていただく、あとはPRする、そういった活動がなされておるところでございまして、それぞれに効果はあるというふうに思っております。

二つ存在するメリット、デメリットということでございますけれども、まず先ほども申しました成り立ち、役割、そういったものがそれぞれ違っているわけですので、それぞれの立場での活動がなされておるところでございまして、二つだからというデメリットというか、そういったものについてはちょっと、同じ活動が同じ部分でなされている部分ももちろん重なっている部分があるわけですが、その部分についてはメリットの方が大きいのではないかとこのように思っております。

そういったそれぞれの成り立ち、活動の内容、そういったものが根本的に少しずつ違っているというふうに思っておりますが、大きな目的は同じですが、役割またはこれまでの活動の形態につきましてはそれぞれの組織が活動されているというふうに思っております。

続きまして、町営住宅の件でございますけれども、公営住宅使用料につきましては議員のお話のとおり地方自治法上の滞納処分はできないこととされておまして、納入期限まで納入されない場合は地方自治法施行令第171条の規定に基づきまして督促をしなければなりません。督促をしてもなお納入しない場合は、地方自治法施行令第171条の2の規定によりまし

て保証人に対して履行を請求する。また、次に強制執行の手続をとる。そして、訴訟手続をとるといった措置をとることとされております。ただし、債務者が行方不明であるとか支払い能力がないといった特別な場合を除くとされております。

一方、公営住宅使用料の時効につきましては5年。これは地方自治法第236条、民法第169条で5年とされておりますので、この間に必要な手続をとっていくことになります。

現在、町では1カ月分の住宅使用料未納から本人に督促状を発送し、納付を促しております。また、3カ月の滞納があった場合には保証人にも納付書を送付して、そして納付を促しております。この間、未納者には町の方に来てもらいまして納付指導を行っているところでございまして、こちらからの訪問指導も含め未納対策を強化しているところでございます。

この結果、昨年度の滞納額につきましては、先ほどちょっとお話ありましたけれども、26件で536万6,000円あったものが2月末では12件で443万2,000円となっております。強制退去者を除くすべての滞納者が分納を含め納付に応じているところでございます。

なお、強制退去者につきましては、現在県の滞納整理機構の方をお願いをしておるところでございます。

効果的な収納ということにつきましては、滞納者に対しまして強制執行を含め町がとっていく事務手続と根拠法令等を説明をして、それに従って事務手続を進めていくこと、滞納者の状況を把握して未納額削減に向けた指導をしていくことは必要と、このように思っているところでございます。

現在、このような対策を行っております。効果も上がってきているというふうに思っているところでございますが、今後なおきめ細かな納入指導を行いまして未納縮減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、水道の件でございますが、本町の水道事業につきましてはご承知と思いますが昭和43年に創設、認可を受けまして、事業に着手して、昭和45年に吉岡地区に給水を開始してから40年余りがたっております。その後、順次給水区域の各町と水道管の整備を行いまして、現在におけます水道管の延長は約232キロメートルとなっております。

創設当時から行われました水道管の設備につきましては、給水区域の拡

張に合わせまして線的な整備、線的な整備と申しますのは一方通行といいますか、ループ化がなされていない、まず1本通すという整備で今日まで至っております。

しかしながら、水道管布設から相当の歳月が経過をいたしておりまして、近年至るところで漏水事故が発生して、断水によります住民生活及び企業活動に不可欠な水道水の安全・安定供給に支障を来すようになってきております。特に平成19年11月でございましたが、鶴巢落合線、落合系の送配水管の漏水事故がございまして、仙台北部工業団地を含む国道4号線の東側地域が2日間にわたり断水した事故がございました。大変なご迷惑をおかけしたと思っておりますが、このような被害を回避するために平成21年度より鶴巢落合系の強化事業、複線化でございまして、それに着手をして、平成25年度完成を目指してその整備を現在進めております。

また、既成市街地及び周辺地域の漏水の発生頻度が高い地区及び漏水によりまして影響を受ける水圧の低い地区におきましては、漏水事故によります断水区域の縮小とその時間を短縮するために配水管の布設がえと管網の接続整備。管網と申しますのは要するにループ化ということで、複数の線で給水できるような配管をするということでございまして、その整備について優先順位を設けて計画的に進めておるところでございまして。

水道事業の責務というのは水道法第1条にもありますとおり、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与することを目的とするところでございます。この本旨に沿って安定的な供給をするよう努力してまいりたいと思っております。

なお、財政の見通しということでございましてけれども、財政につきましては現在中長期といいますか、試算をしているところでございますが、最近企業さんの進出、また人口増等もありまして前よりはよくなってきている現状でございます。それで、以前には開発等も終わっている、会社負担金の収入が少ないとか、そういったこともある中で水道料金について検討も必要なのではないかというようなときもあったわけでございますけれども、現在の試算ですと今年度、平成24年度ですか、ちょっと厳しいところがありますけれども、今後少しずつの増加も見込まれておるところでございまして、健全経営といっても一般会計とかから入っているわけですから

そういうわけではございませんけれども、経営的には比較的安定している時期に入るのかなと思っております。

また、平成27年度に県の受水料の料金改定というものがございます。それで上がる下がるで大分影響が違ってくるところでございますけれども、今上がる要素は余りないのではないかというような判断はしておりますけれども、これもまだまだわかりません。この料金改定によってまたちょっとプラスマイナス、そういった判断をしなければいけない時期がそのときもまた来るのかなというふうに思っております。以上です。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

10番（浅野正之君）

観光協会についてですが、吉田観光協会も今存在しておるんですか。では、この団体には補助金は出していないという解釈でいいんですか。

委員長（秋山富雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

吉田観光協会、これは吉田地区でございまして、現在活動しております。振興協会を通じた形で……公益会ですか、補助があるというふうに。5万円でございます。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

10番（浅野正之君）

三つが存在あるにせよ、まず二つが主だと思うんですが、それぞれの地域、それぞれの職域の中で力を発揮してやっているんだと言いますけれども、今いろいろ行政全般から見て観光事業、観光収入といいますか、地方

自治の財源を捻出するにはもってこいの事業であり、あるいはこれはとっつきにくい事業でもあるわけです。観光事業と観光産業が一緒に同時進行しませんとなかなかこの問題は成立しないのかなという感じも持っておるんですが、そういう意味でそろそろ二つのこの団体を、あるいは三つを一本に統括して対応し得ることは不可能なのか可能なのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

ちょっと調べさせてもらったんですが、七ツ森観光協会、平成6年からの補助金の金額の推移であります。平成6年は20万円だけでした。7年が70万円。8年から100万円単位になって250万円、146万円、180万円、そして今は100万円に落ち着いております。この補助金の経緯なんかの乱高下があったということは恐らく何かの施設をつくったのか、あるいは修繕をやったのか、それぐらいだと思いますが、果たしてこの金額に対していわゆる補助効果があったのか甚だ疑問なんです。

もし観光物産協会と組織を一本化するとすれば、まず補助効果あるいは見てもらう範囲、見せる範囲が違ってくるんだろうというふうに思うんですが、七ツ森観光協会と観光物産協会、これもただお立ち酒と一緒にやっておった経過がありましたから、お立ち酒に大体80万円から90万円出して、観光物産協会には200万円前後の金を補助として出しておったんですが、言ってみれば何かインパクトをつけるために事業内容も検討されているのかどうなのか、それもちょっとお伺いしておきたいと思います。

あと、住宅の使用料については、そろそろ終わりだと思います。きのうも質疑ありましたが、担当課の職員は大変だろうというふうに思っておりますが、これは町民である以上使用料を払うのは当然の義務でありますから、そのようなやむを得ないだろうと。それに携わる職員のご労苦も認めてあげないといけないのかなというふうに思った次第であります。

あとは、水道に関してであります。町長が言いました鶴巢落合線の配水管の強化事業、これは震災のときにあのような事故が起きた。もしこれが修復に時間がかかっていたら、それこそ大和町のイメージダウンになったんだろうというふうに思いますが、早急な対応をしたということで、この事業はかなり3年間で1億5,000万円であります。早くそのような形になってもらえればというふうに希望しておきたいと思います。以上です。

委員長（秋山富雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

まず初めに、観光物産協会の一本化ということでございますけれども、これ先ほども申しました活動内容等もそれぞれ違っているところでございます。それから、設立の状況も違っているということもありまして、実は数年前に1回そういうことでそれぞれにご意見を聞いたことがありました。協会に。そのときに一本化といいますか、まとまってやったらというお話だったというふうに思っておりますが、そのときの内容、結果としてまとまらなかったわけでございますけれども、それはそのそれぞれの活動が、物産協会という名前は比較的似ているのですが、活動の内容がちょっと違ってといいますか、宮床と吉田も違っておりますし、それぞれの例えば吉田ですと梵天ばやいとか、ああいった地区の伝統芸能といいますか、そういったものを中心にやる、あと、宮床ですと大森山を中心にとか、そういった形でそれぞれのものである中でございまして、まとまらなかった経緯がありました。

現在はどうなんだろうというふうに思いますけれども、その活動内容につきましては前とそれぞれ変わっていないというところがございますので、一緒に活動するという事はなかなか難しいんじゃないかというふうには考えております。

ただ、観光という部分でお話のとおり大和町一本といいますか、やっていくわけでございますので、そういった情報の交換とか、そういった意見の交換とか、そういったものについてはやった中で大きな方向、歩みを一本にしていくということについては、それは大切なことであるというふうに思っておるところでございます。

あと、観光物産協会でインパクトのある事業展開といいますか、そういうことでございますけれども、先ほど申しました各宮床とか吉田とか観光物産協会はそういったそれぞれ独自の活動をやって、それで、大和町の観光物産協会につきまして、お話しのとおり今大きくやっていただいている

のは、協賛という形になるのでしょうか、お立ち酒大会でございます。こ
としも26回になるのか、そういうことでやってもらっておりますし、それ
から、まるごとフェア in 仙台とか、ああいったときのご協力といいます
か、そういったときに重立った立場でやっていただくということ。それか
ら、仙山交流とか、そういった他県、他町村との交流、そういったときに
窓口として活動をいただいております。

そういったことございまして、それぞれの役割、なかなか明確でない
ところがあるような気はします。もう少しこれをやっている、こういうこ
とだということがあってもいいと私も思っておりますが、現在のところは
ちょっとそこがどっちかというとお立ち酒メインかみたいなどころがあり
まして、その辺については会員の方々、そういった方々とあり方について
はいろいろ精査をする必要があるというふうに思っております。

それから、滞納につきましては100%ではないにせよ進んできていると
いうふうに思っておりますが、先ほどいろいろ特別委員会でもご審議いた
だいたと聞いております。なお一生懸命やっていきたいと思えます。

それから、水道事業、落合鶴巣線のループでございますが、あれにつき
ましても大きな費用がかかっておるところでございます、一日も早い完
成を目指して安定した供給ができるようになお努力してまいります。以上
です。

10 番 (浅野正之君)
終わります。

委員長 (秋山富雄君)

これで産業建設常任委員会代表、浅野正之委員の代表質疑を終わります。
以上で代表質疑を終わります。

暫時休憩いたします。10分間といたします。

午後2時31分 休 憩

午後2時41分 再 開

委員長（秋山富雄君）

会議を開きます。

これで、予算特別委員会に付託された平成24年度の各種会計予算についての審議を終わります。

お諮りします。平成24年度の各種会計予算については討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。したがって、平成24年度の各種会計予算については討論を省略して採決いたします。

お諮りします。平成24年度各種会計予算については一括採決したいと思います。賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

反対あり。一括採決反対者がありました。

会議に付された事件は1事件処理の原則によるものとされています。一括採決の条件は議員全員が賛成の場合のみ認められるものであり、お一人でも反対される方がいる場合は一括採決できないこととなります。

したがって、本特別委員会における平成24年度の各種会計予算につきましては、各会計ごとに採決することにいたします。

議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算を採決い

たします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算を採決いたします。

本予算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

これで日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

大和町議会予算特別委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

3月1日から本日まで皆様から多大なるご協力をいただき、委員長の重責を全うすることができましたことに感謝を申し上げます。おかげさまで予算特別委員会を滞りなく終了することができました。このことに改めて感謝申し上げ、委員長の座をおりたいと思います。大変ありがとうございました。

午後2時50分 閉会